

令和4年2月国見町教育委員会定例会 会議録

1. 召集日時 令和4年2月18日(金) 午後5時15分
2. 召集場所 観月台文化センター 第1会議室
3. 出席委員 1 番委員 高橋 幸子(教育長職務代理者)
2 番委員 志村 裕美
3 番委員 中村 裕美
4 番委員 引地 亨
5 番委員 菊地 弘美(教育長)
欠席委員 なし
4. 説明のため出席
教育次長兼学校教育課長 羽根 洋一
幼児教育課長 東海林八重子
生涯学習課長 佐藤 光男
指導主事 高橋 正浩
5. 書 記 指導主事 高橋 正浩
6. 傍聴者 なし
7. 開 会 午後5時15分
8. 教育長あいさつ
9. 会議の成立 教育長が、教育委員半数以上の出席であり、会議が成立していることを宣言した。
10. 会議録署名人 会議録の署名人について、1 番 高橋幸子委員、2 番 志村裕美委員を教育長が指名した。
11. 会期の決定 教育長が会期を諮り、本日1日とすることを決定した。
12. 会議録の承認 事務局より1月定例会会議録の概要について説明し、異議なく承認された。
13. 教育長報告
 - (1)国見町の新型コロナ第6波の新規感染者の推移について、資料に基づき説明した。
 - (2)2月14日現在における3回目ワクチン接種状況について、資料のとおり報告した。
 - (3)小児のワクチン接種について
小児(5歳~11歳)のコロナワクチン接種にかかる意向調査結果について資料のとおり報告した。強い推奨はせずに、接種した場合のメリット等説明のうえ、年齢の高い順に3月中旬から接種を開始予定である旨説明した。
 - (4)教育長出席会議等について
教育長が出席した会議、行事等について、別紙資料のとおり報告した。
 - (5)その他
公立藤田総合病院におけるクラスターの発生状況、及びつながる~むスタッフ1名に感染について、資料のとおり報告した。

- 中村委員： 小児に接種するワクチンはファイザーかモデルナが決まっているのか。
- 事務局： （確認のうえ）ファイザー社製の子ども用0.2mlを接種予定。
- 高橋委員： オミクロン株になってから濃厚接触者の基準が緩くなったように聞こえているがどうなのか。
- 教育長： 厚生労働省発出文書に基づく文部科学省からの通知によれば、マスクをせずに1m以内で15分以上一緒にいた場合濃厚接触者となる。この基準は以前から変わっていないのに緩くなったと感じるのは、オミクロン株の感染速度があまりにも速くて保健所での判断対応が追いつかず、事業所や学校でも判断することになったため、基準の表現が多少不明確になったからではないかと思われる。
- なお、鼻マスクやあごマスクはマスクをしていないのと同じと判断することになる。

14. 議 事

○議案第47号 国見町地区集会所条例を一部改正する条例について

事務局より、国見町地区集会所条例の改正について説明した。別紙新旧対照表のとおり、現行条例で1カ所だった集会所から地区ごとの4カ所のセンターに変更するほか、指定管理者について新たに規定する等、主な改正内容について説明した。

また教育長より、これまで地区の集会所については社会教育施設として教育委員会が所管してきたが、現実的には鍵の取り扱い等を地区に依頼しており、避難所等としての用途を考えたとき、防災部局で所管した方がいいのではないかと議論を経て、4月以降は新たな条例とともに住民防災課が所管することになると条例改正の背景について補足した。

○議案第48号 国見町観月台文化センター条例等の一部改正について

事務局より、国見町観月台文化センター条例、及び国見町上野台運動公園条例を別紙資料のとおり改正することを説明した。

現行の「国見町上野台運動公園条例」を「国見町体育施設条例」に改め、観月台体育館、及び森江野第2体育館についても規定することで社会体育施設について条例として一本化するものである。

また教育長より、大枝の体育館については使用者のほとんどが地区住民であるとともに地区の避難所としての使用も見込まれることから、議案第47号で説明の大枝地区の活性化センターに含むこととするが、観月台体育館、森江野第2体育館についてはその用途から社会体育施設として管理することとした旨補足があった。

協議の結果、議案第47号、議案第48号ともに原案通り可決された。

○議案第 49 号 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

事務局より、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、所要の改正を行うものである。また、当該事業は国見町では行っていないが、条例は自治体で定めることになっていることを説明のうえ主な改正内容について説明した。

議案第 49 号について、原案通り可決された。

○議案第 50 号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

事務局より、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」改正に伴い、国見町においては保育所・幼稚園が該当する当該条例について所要の改正を行うもので、記録・保存すべき書類について電磁的対応も認める内容の改正である。

議案第 50 号について、原案通り可決された。

○議案第 51 号 令和 3 年度国見町一般会計(教育費)3 月補正予算に対する意見について

事務局より、地方行政の組織・運営に関する法律の規定に基づき町長より意見を求められているための協議である旨説明し、別冊の資料に基づき各担当課長より説明した。この説明を受け、教育委員からは異議なく同意された。

○議案第 52 号 令和 4 年度国見町一般会計(教育費)予算に対する意見について

事務局より、地方行政の組織・運営に関する法律の規定に基づき町長より意見を求められているための協議である旨説明のうえ、別冊の資料に基づき各担当課長より説明した。

高橋委員： 教育総務費の 500 万円は公営塾ハルの地域おこし協力隊の人件費か。

事務局： 地域おこし協力隊がハルを運営するためのマネジメント料や教材費に充てる経費で人件費ではない。人件費は別の部署で計上している。

教育長： 1～3 年で交代する講師のレベルを保ち、コンテンツの内容を統一するため、その委託に充当する経費。子どもたちの教育を担保するための経費と捉えてほしい。

高橋委員： 地域おこし協力隊は、子どもたちを教えることを念頭に採用されるのか。

教育長： 制度としては、自治体の中でも弱い分野や、行政での対応が難しいと思われる分野に配置することができる。現在国見町においては農産業分野で 1 人、商工分野で 1 人、教育分野で 5 人が活動中である。採用については活動内容を明示してホームページ等で公募するが応募はあまりない。東京で開催される団体の

説明会に参加するのが効果的。また、公営塾を任せるためには能力的に一般以上のレベルの人を採用したいので、人材発掘が得意な会社に委託して人材を紹介してもらおうという流れで進めている。

高橋委員： 以前のように塾講師等に依頼した方が経費的に安価ではないのか。

教育長： 塾講師にお願いする方が高額になる。さらに、地域おこし協力隊の制度活用の場合、国の交付金の対象となる。また、子どもたちに近い年齢なので、勉強以外のことも相談しやすい関係が築けるというメリットがある。

高橋委員： 公営塾の目的は学力アップではないのか。

教育長： 学力アップではないとも、学力アップだけとも言えない。

小学部については学力というより色々な興味を持つことに向けた取り組みを大事にしたい。中学部3年生は完全に受験目的。1・2年生は受験と予習・復習のほか、地域とのつながりを見込んだイベントへの取り組みも予定している。学校の学びと公営塾の学びの差別化と連携が今後の課題である。

事務局： 地域の将来を担う人材、つまり町内外から国見町をバックアップできる人材を育てることがねらい。そのためには学力だけではなく、町のよさや町の人たちとの付き合い方も学ばせたいという思いがある。方針に賛同してくださる方に申し込んでほしい。

高橋委員： 22、23歳くらいで町に戻る(町内居住含む)率は調査したことがあるのか。町で大事に、立派に育てても関東圏の大学に行ったら、そのまま戻って来なくなるのが心配。

教育長： 様々な統計はとっているが、そういう視点の調査は実施していない。しかし、事業の効果を計る指標とするためにも調査は必要と考える。

中村委員： 公営塾の地域おこし協力隊全員が Founding Base から来ているのか。

教育長： 5名中1名は Founding Base の元社員。ほかの4名は個人での出願。

中村委員： 地域おこし協力隊全員が結婚して町内に定住してくれるといいと思うが国見町での定着率はどれくらいか。

教育長： 地域おこし協力隊の目的にそういうもくろみもあったが、実状は厳しい。

例えば協力隊が3年の任期中に町内にいい縁があったとしても、任期終了後に町内またはその周辺に教育分野の技術を活かすところが少ない。教育分野においては協力隊の定住より、子どもたちに何を残してくれるかということが重要である。

高橋委員： 学校でも学力以外の部分にも力を入れているのに、さらに地域おこし協力隊がやる必要があるのか。

事務局： 学校は学習指導要領という決まった枠の中での教育であり、塾では学校で教えないことを教える。町外に出た若者のUターンを視野に入れるのであればまちづくり全体の話になる。教育現場でできることは、いかにして子どもたちの夢の実現を手助けできるか。

教育長： かつてGDP(国民総生産)が国の力を表す指標だったが、最近の世界的な流れ

は「幸福度」。日本においては子どもたちの自己決定力が弱いので、そこを補強するため「探求」の時間を増やしていくことにつながっている。

学校と公営塾は全く同じ方向を向いていなくてもいい。最終的には子どもの夢の実現のサポートである。

以上の説明を受け、議案第 52 号の予算案は同意された。

○議案第 53 号 国見町文化財保護審議会委員の人事について

事務局より、文化財保護法に基づき、町の文化財の保護・活用に関する重要事項を調査審議する委員 8 名について推薦があった旨説明した。任期は令和 4 年 3 月から 2 年間で、審議会の業務については企画調整課に事務委任しているが教育委員会での人事委嘱となる旨説明があった。

協議の結果、議案第 53 号について原案通り可決された。

○議案第 54 号 国見町観月台文化センター管理運営委員会委員の人事について

事務局より、文化センターに精通していると思われる運営委員として、別紙資料に基づき説明した。候補者の一部について、所属の根拠が不明確であることから改めて調整し、次回報告することとした。

○議案第 55 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

事務局より、教育に関する事務の管理及び執行の状況については、法令により毎年点検・評価を行い、公表しなければならないこととなっていること、および前回の教育委員会で承認された 3 名の有識者から意見をいただいたことを説明のうえ、資料に基づき報告した。

なお、時間の関係上、後日精読のうえ意見をいただき、議会に提出することとした。

15. 協議・報告

【報告事項】

(1)要綱等の改正

- ・くにみ学園構想策定委員会設置要綱の制定について

事務局より、くにみ学園構想策定委員会設置要綱を、別紙のとおり制定することを報告した。

- ・教育に関する事務事業の点検及び評価実施要綱の一部改正について

事務局より、教育に関する事務事業の点検及び評価実施要綱の一部を別紙のとおり改正する旨報告した。

(2)学校教育課

小学校において発生したいじめ事案について別紙のとおり報告したほか、新型コロナウイルス感染に伴う学年閉鎖の状況、学校等関係者の3回目のワクチン優先接種、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種会議の対応状況について別紙のとおり報告した。また、卒業式、卒園式等については今回も規模を縮小して開催する予定で、昨年同様来賓の参加は求めないこととした旨説明した。

(3)幼児教育課

保育所、幼稚園、子どもクラブ、預かり保育利用者の保護者アンケート結果について、別紙のとおり報告した。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴うくにみもたん広場、及び木育広場つながる〜むの利用制限について、別紙のとおり報告した。

(4)生涯学習課

青少年育成事業、公民館事業、図書事業、及び施設の利用状況について別紙のとおり報告した。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う福島県まん延防止等重点措置による主催事業の対応状況、及び今後の開催予定事業について資料のとおり報告した。

(5)その他

令和4年3月教育委員会は3月11日(金)午後5時15分より観月台文化センターで開催予定。

16. 閉 会 午後8時20分

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和4年2月18日

議事録書名人

1 番委員

2 番委員

会議書記

指導主事 高橋正浩